環境確保条例(抜粋): 東京都エネルギー環境計画書制度

条例	規則
(定義) 第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一から四の二まで(略) 四の三 再生可能エネルギー 太陽光、風力その他規則で定めるエネルギーをいう。 四の四から十三まで(略)	(用語) 第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。 (再生可能エネルギー) 第三条の二 条例第二条第四号の三に規定する規則で定めるエネルギーは、パイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品(以下「化石燃料等」という。)を除る。)をいう。以下同じ。)を熱源とする熱、水力、地熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー(原子力を除く。)とする。
(エネルギー環境計画指針の作成) 第九条の二 知事は、都内に規則で定めるエネルギー(以下「特定エネルギー」という。)を供給している 事業者のうち規則で定めるもの(以下「特定エネルギー供給事業者」という。)が、特定エネルギーの 供給において地球温暖化の対策を推進するための指針(以下「エネルギー環境計画指針」という。)を 定めるものとする。 2 エネルギー環境計画指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して作成するものとし、必 要に応じて改定するものとする。 3 知事は、エネルギー環境計画指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。	(特定エネルギー及び特定エネルギー供給事業者) 第五条の二十二 条例第九条の二第一項に規定する規則で定めるエネルギーは、電気とする。 2 条例第九条の二第一項に規定する規則で定める事業者は、電気事業法第二条第一項第三号に 規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者(同項第八号イに規定す る最終保障供給又は同号口に規定する離島供給を行うものに限る。)とする。
(エネルギー環境計画書の作成等) 第九条の三、特定エネルギー供給事業者は、毎年度、都内への特定エネルギーの供給に関し、次に掲 げる地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書(以下「エネルギー環境計画書」という。)を、エ ネルギー環境計画書計画指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。 一 規則で定める単位当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量の抑制に 係る措置及び目標 二、特定エネルギーの供給の量に対する再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを変換して 得られる特定エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標 三 その他地球温暖化の対策に関する事項	(エネルギー環境計画書の提出等) 第五条の二十三 条例第九条の三の規定によるエネルギー環境計画書の提出は、毎年度七月末日までに、別記第二号様式の十五によるエネルギー環境計画書提出書に、エネルギー環境計画指針に基づき作成するエネルギー環境計画書を添えて行わなければならない。 2 条例第九条の三第一号に規定する規則で定める単位は、キロワット時とする。
(エネルギー環境計画書に基づく地球温暖化の対策の推進) 第九条の四 特定エネルギー供給事業者は、エネルギー環境計画書に基づき、地球温暖化の対策の 推進に努めなければならない。	
(エネルギー状況報告書の作成等) 第九条の五 特定エネルギー供給事業者は、毎年度、次に掲げる事項を記載した報告書(以下「エネルギー状況報告書)という。)を、エネルギー環境計画指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。 前年度の特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量 前年度の特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量 三 前年度の特定エネルギーの供給の量に対する再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを 変換して得られた特定エネルギーの供給の量の割合 四 エネルギー環境計画書に基づ、地球温暖化の対策の進ちよく状況	 (エネルギー状況報告書の提出等) 第五条の二十四条例第九条の五の規定によるエネルギー状況報告書の提出は、毎年度七月末日までに、別配第二号様式の十六によるエネルギー状況報告書提出書に、エネルギー環境計画指針に基づき作成するエネルギー状況報告書を添えて行わなければならない。 2条例第九条の五第二号に規定する規則で定める単位は、キロワット時とする。
(エネルギー環境計画書等の公表) 第九条の六 特定エネルギー供給事業者は、次に掲げる書面を提出したときは、規則で定めるところに より、運滞なくその内容を公表しなければならない。 第九条の三のエネルギー環境計画書 二 前条のエネルギー状況報告書	(事業者によるエネルギー環境計画書等の公表) 第五条の二十五 条例第九条の六第一項の規定による公表の内容は、次の表の上欄に掲げる規定による公表の区分に応じ、当該下欄に掲げる事項を含むものとする。 条例第九条の 六第一項第一号 一キロッ・時当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量の抑制に係る措置及び目標 三特定エネルギーの供給の量に対する再生可能エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標 三前二号に掲げるもののほか、エネルギー環境計画指針に定める事項 条例第九条の 六第一項第二号 一前年度の特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量 一前年度の中キロワット時当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量 三前年度の一キロワット時当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量 三前年度の一キロワット時当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量 三前年度の同様による公表の内容は、経営に関する事項その他公表することにより特定エネルギー供給事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項を含まないものとする。 3条例第九条の六第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定エネルギー供給事業者の事業所における備え置き又は掲示その他の容易に関覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。 4条例第九条の六第一項の規定による公表は、次の各号に掲げる規定による公表の区分に応じ、当該各号に定める日まで行うものとする。 4条例第九条の六第一項の規定による公表は、次の各号に掲げる規定による公表の区分に応じ、当該各号に定める日まで行うものとする。 4条例第九条の六第一項の規定による公表は、次の各号に掲げる規定による公表の区分に応じ、当該各号に定める日まで行うものとする。 4条例第九条の六第一項の規定による公表は、次の各号に掲げる規定による公表の区分に応じ、当該各号に定める日まで行うものとする。 4条例第九条の六第一項の規定による公表が、第一項の担ぐ上系の第二名の日本が第二項の担ぐによります。
2 知事は、前項各号に掲げる書面の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。	第五条の二十六 前条第一項及び第二項の規定は、条例第九条の六第二項の規定による公表の内容について準用する。 2 条例第九条の六第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。 — 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧 二 インターネットの利用による公表
(勧告) 第九条の七 知事は、特定エネルギー供給事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、特定エネルギー供給事業者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。 一 第九条の三又は第九条の五の規定による提出をしなかったとき。 二 前条第一項の規定による公表をしなかったとき。	
(報告の徴収) 第百五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、温室効果ガス排出事業者、口座名 義人、登録検証機関、特定エネルギー供給事業者、特定機器の整備等を行う事業者、特定機器を 廃棄する事業者、回収事業者、処理事業者、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、利用 可能エネルギーに係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、エネルギー供給受入者、熟供給 の受入検討建築主等、特定建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者、マンション販売等受 託者、特定家庭用機器販売事業者又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者に、必 要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。 2 (路)	
(違反者の公表) 第百五十六条 知事は、(中略)、第九条の七、(中略)の規定による勧告を受けた者が、正当な理由な 〈当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 2及び3まで (略) 4 知事は、前三項の公表をしようとする場合は、当該勧告又は命令を受けた者に対し、意見を述べ、証 拠を提示する機会を与えるものとする。	
財 則 (施行期日) 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。(後略)	附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。(後略)



制度の目的

電力の小売自由化により、国の登録を受けた小売電気事業者が、都内の一般家庭を含めた全ての電気需要者に対して電気を供給できるようになりました。

- ○本制度は、これら電気事業者に対し、 CO_2 排出係数(1 キロワット時あたりの電気の供給に伴い排出される CO_2 の量)の削減を計画的に推進してもらうことにより、都内に供給される電気の環境性の向上を目指すものです。
- ○また、これら電気事業者の取組内容を公表することにより、電気需要者が環境に配慮した電気事業者を選択することが容易になります。

◆ 電気事業者

CO2排出係数の削減や再生可能エネルギー導入等により、供給する電気の環境性の向上を計画的に推進するための計画書・報告書の作成・公表

電気の 環境性の 向上

◆ 電気需要者

電気事業者の計画書・報告書の 公表内容を参考に、環境性の高い 電気を購入することが可能になる

対象電気事業者

都内(島しよ部を含む)に電気を供給している*1 小売電気事業者及び一般送配電事業者
*1 都内で電気の供給を受ける一般の需要に係る需給契約を締結していることをいう。

都内の需要家に電気を販売する

- ◆小売電気事業者
- ◆一般送配電事業者



制度のポイント

都内に供給される電気の『環境性の向上』を目指します。

制度の目的

CO2排出係数を改善する取組を推進

2

再生可能エネルギーの導入を促進

対象電気事業者の取組内容

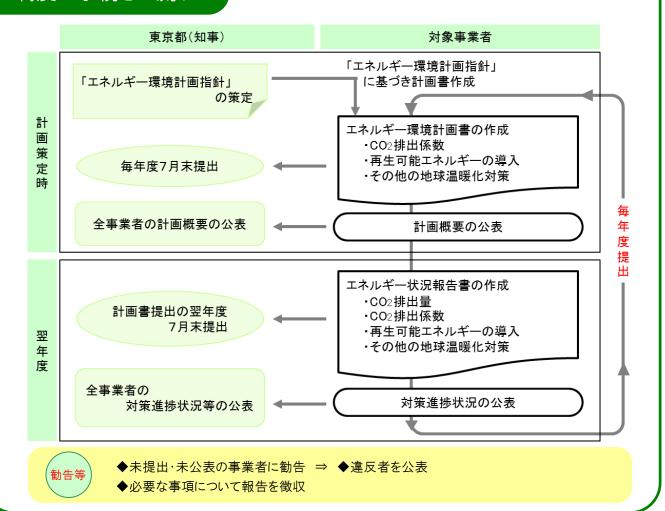
- ●「エネルギー環境計画書」の策定と公表
 - ・CO2排出係数の抑制の措置と目標
 - ・再生可能エネルギー導入の措置と目標
- ●「エネルギー状況報告書」の策定と公表
 - ・計画書記載内容の進ちょく状況

⇒毎年度、都に報告。都も一覧で公表。

エネルギー環境計画書、エネルギー状況報告書の内容

	◆ エネルギー環境計画書	◆ エネルギー状況報告書
期日	毎年度7月末日	毎年度7月末日
	·CO ₂ 排出係数の抑制に係る措置及び目標	・前年度排出されたCO2の量
	(当年度目標、次年度目標、長期目標)	・前年度のCO ₂ 排出係数及びその抑制の措置の進捗状況
	・再生可能エネルギー供給量の割合の拡大に係る措置	・前年度の再生可能エネルギー供給量及びその割合の拡大に
	及び目標(当年度目標、次年度目標、長期目標)	係る措置の進捗状況
内容	(再生可能エネルギーの利用量及び利用率など)	(再生可能エネルギーの利用量及び利用率など)
容	その他地球温暖化の対策に関する事項	その他地球温暖化の対策に関する事項の進捗状況
	・未利用エネルギー等による発電に係る措置及び目標	・未利用エネルギー等による発電に係る措置の進捗状況
	・火力発電所における熱効率に係る措置及び目標	・火力発電所における熱効率に係る措置の進捗状況
	・電気需要者への地球温暖化対策に係る措置	・電気需要者への地球温暖化対策の進捗状況
	・その他地球温暖化対策に係る措置	・その他地球温暖化対策の進捗状況

制度の手続きの流れ



お問い合わせ

東京都環境局地球環境エネルギー部 計画課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 20 階

TEL>> 03-5320-7784 FAX>> 03-5388-1380

MAIL>> tokyo_enekan@ml.metro.tokyo.jp

URL >> http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/supplier/index.html

